

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号				
不利益処分の種類	指定保安検査機関の指定の取消又は停止命令	根拠条項	第58条の30の3				
処分基準	法第58条の30各号の一に該当するとき						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	46～